行政手続のオンライン化推進に向けた取組状況について

1　目的

市民の利便性向上及び行政の効率化を図るため、行政手続のオンライン化を推進することにより、デジタル市役所への転換による市民に寄り添った上質な行政サービスの実現を目指すもの。

2　オンライン化の取組状況について

【1】		【2】		【3】	
手続総数（申請･届出）	（参考）取扱件数/年	オンライン化検討手続数（BPR）	（参考）取扱件数/年	【2】を踏まえた実現可能性の精査結果	
約4,500	約400万（100%）	118	約220万（55%）	①　実現に向け具体的な調整等に着手する手続（着手･実施済のものを含む）	69（約186万件/年）
				②　今後の国のシステム開発、オンライン化方針等を踏まえ検討する手続	8（約22万件/年）
				③　国の規定の変更等が必要、対面手続が相応しいもの等、今回の対象から除外する手続	41（約12万件/年）

【1】　本市における市民や事業者等からの申請・届出について、全庁調査・ヒアリング等を実施し、全ての手続（総数：約4,500手続）について整理・確認。

【2】・年間の取扱件数が多い等、オンライン化で市民等の利便性向上が期待できるものや、国がオンライン化を推進するもの、計118手続をオンライン化の優先候補として選定。
・各手続の所管課及び区役所窓口の担当者等で、プロジェクトチームを編成し（計28PT）、手続毎に業務プロセスの検討（BPR）を実施。

【3】　BPRの結果を踏まえ、円滑な事務執行の担保や国の規定等の制約等を踏まえた実現可能性について精査した結果、速やかなオンライン化の実現に向け調整を進めていくものとして69手続を選定。（※ 上記表①、年間総取扱件数の約47%）

3　今後の取組について

○　69手続については、具体的調整を開始し、令和6年度中を目途に、順次オンライン化を目指す（今後、国の動向等により変更の可能性あり）。

○　あわせて、オンライン化の検討及び実施により得られた知見やノウハウを庁内で共有し、対象手続の拡大を目指す。

○　国の規定等の変更やシステム開発が必要なものなど、現時点で本市単独での対応が困難な手続については、必要に応じて国等への要望を行っていく。